8 事故にあったらどうする? 事故を見たらどうする?

'		
題材設定の理由	生徒が交通事故にあった場合、冷静さを失ったりして適切な対応ができず、正当な損害賠償も得られない等の問題がある。事故の際の対応の仕方について理解させ、的確な行動がとれるようにしたいと考え、本題材を設定した。	
指導のねらい	1.事故現場における相手側との話合いの仕方をロールプレイングを通じて具体的に理解できるようにする。2.生徒が事故のことを学校に知られるのを避けようと、事故を安易に処理することのないようにさせる。3.事故現場に居合わせたときの基本的な行為(救護処置、安全確保、警察への通報)について理解できるようにする。	
準備	・ワークシート(問題1、2)を人数分プリントしておく。・班別に話合いを行うことと、ケースA~Cをロールプレイング(各5分間)する 班を指名しておく。	

型で指名しておく。			
段階時間	指導事項	学習活動	指導上の留意点
導入 (5分)	●本時のねらいと内容●ワークシートの利用方法	○本時のねらいと学習方法について説明を聞く。○ワークシートの利用方法について説明を聞く。	○班別に着席させ、ロールプレイングを行う班 には、その準備をさせておく。
展開 40分	1.自転車乗用中に事 故にあったときの 対応の仕方	○自転車で登校途中に、四輪車と接触事故を起こしたときの対応の仕方について、ワークシートの問題1のケースA~Cについて、ロールプレイングを通じて学習を深める。 (1)ケースAのロールプレイング(相手が自転車修理代として3万円差し出した例) (2)ケースAについての質疑応答 ①警察への事故の通報②相手側の住所・氏名・連絡先の確認③医師の診断④損害賠償等 (3)ケースBのロールプレイング(相手が逃げ去った例) (4)ケースBについての質疑応答①相手側の車のナンバー、色、形②発生時間、場所③周囲への協力要請④警察への連絡 (5)ケースCのロールプレイング(相手側がこちらの落ち度を指摘して、急いで行こうとした例) (6)ケースCについての質疑応答①警察への事故の通報②相手側の住所・氏名・連絡先の確認③医師の診断④損害賠償等	○あらかじめ指名しておいた班に、ケースA~Cについて5分間程度のロールプレイングを教壇前の所で行わせそれをもとに質疑応答を行わせる。 ○事故で冷静さを失いがちとなるが、気をしっかりもって対応することが大切であることに触れる。 ○後で後遺症が出てくる可能性を強調する。 ○運転者には事故を警察に知らせる義務があるといった運転者側の責任についても合わせて指導する。 ○事故現場に居合わせた人の協力を得ることにも触れる。 ○相手側が金をいくらか渡そうとしたら、受け取るべきかどうかについりと理解させる。 ○事故現場で事故の相手に責められても、臆せず警察に通報することを指導する ○事故の相手は大人で、しかも自分側にも過失があっても弱気にならずに対処するを強調する。 ○事故については、警察にが大事であることを理解させる。
	の交通事故が起 こった場合の対 応の仕方	日撃した場合の対応の仕方についてケーケ シートの問題2の解答を通じて学習を深める。 (1)目撃情報 走り去った車のナンバー、色、 形、車種 等の記録 (2)ケガ人の救護 ①安全の確保 ②119番通報 ③負傷者の救護	○事故は当事者にとっては人生を左右する大きな出来事である。学校に遅刻することよりも、よい目撃者となること、ケガ人を救護することの大切さを理解させる。
まとめ (5分)	事故に遭遇したら警察 への通報、相手側の連 絡先の確認等を冷静に 行うようにさせる	○軽傷と思っても後で後遺症が出てくることもあり、事故の際には警察への通報や、相手側の連絡先の確認を行うなど、冷静に対応できるようにする。	○事故を学校に知られるのを避けたい気持ちから、事故を安易に処理してはならないことを 強調する。
評価1.事故にあったときに対応すべき事柄について理解できたか。2.事故に際しては冷静に行動しようとする態度が見られるか。			

事故にあったらどうする? 事故を見たらどうする?



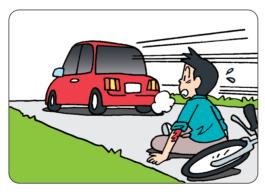
あなたは自転車で登校途中です。道路の左端を 走っていました。携帯電話が鳴ったので、とろ うとしたとき、少しバランスを崩して、車道側 によろけてしまいました。そこへ、後ろから 走ってきた車と接触。転倒してしまいました。 運転していたのは中年のおじさん。ドライバー の以下のA、B、Cの態度に対して、あなたなら どう対応する? ドライバーと自転車乗用者、 それぞれの立場で演じてみましょう。





[ケースA]

ドライバー「息子が急病で病院に運ばれたんだ。それでとても急いでいたんだよ。大丈夫かい? ああ、かすり傷みたいだね。これで自転車を修理して」と3万円を差し出した。あなたならどうする?



[ケースB]

ドライバーはしばらく徐行したが、そのま ま走り去った。あなたならどうする?



[ケースC]

ドライバーはすぐに車から降りてきて「君が急に車道寄りに出てきたので、よけきれなかったんだ。携帯電話で話していたのかい? それは違反だよ。困ったなあ。急いでいるんだけど」とそのまま車に戻ろうとする。

あなたならどうする?

事故にあったらどうする? 事故を見たらどうする?



あなたは登校中に、高齢者が交差点で車にはねられるのを目撃しました。 はねた車はそのまま走り去ってしまいました。その場に居合わせたあなた ならどうする?

- 1. 学校に間に合わなくなるので、近くの人に119番をしてくれるように頼んでそのまま学校に行く。
- 2. 学校に間に合わなくなるし、面倒なことに巻き込まれるのは嫌なので、見なかったふりをする。
- 3. 走り去った車のナンバーを手帳にメモ。歩いてくる人に助けを求め、高齢者の救護、119番通報を手分けして行う。
- 4. 事故を目撃したので、警察官が来るのを待って、事故の状況を自分がわかっている 範囲で伝える。学校には、事情を話して遅れる旨を伝える。

ワークシートの利用についての解説



ロールプレイングは、与えられた役割を演じることで、その立場に立った 人の心情等の理解を深めるとともに、話し合いを行う題材のねらい等を具 体的に臨場感をもって理解させることによって、これからの話し合いに役 立てようとするものである。

ケースA

- ・事故が起きたとき、運転者(自転車の乗用者も含まれる)は警察に知らせる義務がある。また、運転者はケガ人の救護義務もある(道交法第72条)。
- ・あとで重大なケガがあることがわかり、治療費は3万円ではすまなくなる こともある。「治療費はあとでお願いします」といい、警察に事故の通報を する。免許証などを見せてもらい、相手の連絡先も確かめる。

ケースB

・車のナンバー、できれば車の種類、車体の色をメモして、警察に通報する。

ケースC

- ・自転車の片手運転は道交法違反である。しかし、事故は多くの場合双方に 過失があるもので、ドライバーの側にも違反があるかもしれない。
- ・叱られても、ひるまずに警察に通報をし、免許証などを見せてもらい、相 手の連絡先も確かめる。



正解は3と4。

- ・目撃者として、車のナンバーを控え、車種や色、時間、状況を覚えておく。 できれば、警官が来るまでその場で待つ。
- ・同時にケガ人の命を助けるために、①安全の確保 ②119番通報 ③負傷者の救護 (応急救護) を、現場に居合わせた人たちと協力して行う。自分でできることは、積極的に行う。

先生のための資料

高校1年生年代の交通事故で一番多いのが自転車乗用中の事故である。相手の4分の3が四輪車で、高校生が被害者になるケースが多い。(自転車事故についてのデータは第2章、第4章参照)

事故にあったときに、対応知識が十分でないために、高校生が不利益を受けたり、問題 が起きたりすることがある。

この章の第1のテーマは、自転車乗用中に、軽い事故にあった直後の相手(ドライバー) への対応法や法律的な知識を学ぶことである。

第2のテーマは、ひき逃げを例に事故現場に居合わせたときに、被害者のために、目撃者や救護者として、高校生としてできる初歩的な対応知識を学ぶことである。(ケガ人を助ける応急救護については第13章を参照)

事故にあったとき しなくてはいけないこと

高校生の自転車事故でよくあるのが、軽いケガだから大丈夫と思って、警察に通報せず、 さらに事故の相手の連絡先も聞かずに帰ってきて、あとで大ケガだったことがわかるという ケースである。とくに頭や腹の打撲は、後で重い症状が出てくることがある。

交通事故による傷害の治療や入院は、長期に渡ることもあり、そうなれば支払い額も高額になる。

事故の相手側の身元がわからないために、医療費を自分で払わなくてはならなくなるケースも多数あるという。

交通事故にあった直後、必ずしなければいけないのは、以下の4点である。(軽い事故の 場合)

1.警察への通報

警察への通報は、加害者、被害者を問わず車両運転者の義務として法律で定められている (道交法第72条)。自転車は車両の1つだから当然この義務は果たさなくてはいけない。 通報しないと、自動車安全運転センターから「交通事故証明書」を発行してもらえなくなり、保険金請求や損害賠償請求ができなくなる場合が出てくる。

2.相手の確認

ドライバーの運転免許証や自賠責保険の証明書を見せてもらう。氏名、住所、車のナンバー、車の持ち主、保険会社名などを確認する。保険などの手続きに重要。

3.軽いケガでも病院に行く

軽いと思っていたケガが、あとになって重いことがわかることがある。

4.保険会社への報告

ケガや車両の損傷があったときは、入っている保険会社に連絡も忘れずにする。(自転車の保険については第2章参照)

事故の際にとるべき対応の 知識がないために、 高校生が不利益を被る ことがある 一般に高校生は、事故の被害者になったときに、前記の4項目を知らなかったり、知っていても対応できないために、不利益を被ることがある。

●高校生側の問題

高校生側の問題で多いのが冒頭に上げた「自分のケガは大したことがない」と思って、適切な対応をしないケースである。

高校生は体が丈夫で、高齢者のようにすぐ骨折するということもないため、事故を重く 受け止めない傾向がある。

また、事故にあったことに動転してしまい、痛さを忘れていることもある。

加えて、ケガが軽いときは、警察に届けるのはイヤとか、面倒くさいという心理も働く。 事故を起こすなんて恥ずかしいという気持ちを持つ生徒もいる。

結果的に「大丈夫」と考えて、警察に通報をせず、事故の相手の身元も確認せずにそのまま帰ってきてしまうと思われる。

●ドライバー側の問題

相手側のドライバーに問題がある場合もある。

ドライバーも面倒なことに巻き込まれたくないという心理が働く。軽い事故の場合、接触したくらい、自転車が転倒したくらいなら、うまくやり過ごしてしまおうとする人もいる。相手が高校生ならなおさらである。

- ・警察に通報しないように頼む
- ・お金を渡したり、高校生の方が悪いのだと高圧的な態度に出て立ち去るというケースもある。

お金を手渡されても、高圧的にいわれても、「警察に届けましょう」「免許証を見せてください」というべきだが、高校生の場合、そこまで気が回らないケースもある。

いずれのケースにしても、あとで大ケガとわかってから警察に届けても、相手がわからず、きちんと対応できなくなる可能性がある。

高校生には、自転車事故が起きたときにすべき4つの項目についてと、4つの項目を行う ことを怠ったときのデメリットをしっかり理解させる必要がある。

相手の車が走り去ったとき はどうするか

さらに、言葉をかける間もなく、車が走り去ってしまうこともある。その場合にはどう すればよいだろう。

1.車のナンバー、さらに色、形、車種を覚える

車のナンバーは数字を1つ間違えると、まったく違う車になる。色、形、車種を覚えておくことが必要。

2.発生時間を覚えておく

時計を持っていない場合でも、他の人に聞くなどして必ずチェックする。

3.発生場所

住居標示や目印となる場所、建物(公園やビル)をチェックする。

4.周囲の人の協力を求める

車が逃げたときはそのままにせずに、「事故にあったから助けてください」「警察に届けてください」とお願いする。それによって、逃げた車と「合意して別れたのではない」ということが周囲にわかる。

協力を求めることで、目撃者としてそのときの状況を証言してもらえる。そのために連 絡先を教えてもらうこと。(目撃者がいないと、裁判などで苦労する)

また、最近は携帯電話を持っている高校生が多い。その場で警察に通報して、上記1~3の情報を伝えるという方法も考えられる。

お金を手渡されたら

問題1は、自転車に乗っているときに、四輪車と接触してしまったあとの対応について考えさせる問題である。

ケースAは、接触した四輪車のドライバーが、高校生に、自転車修理代として3万円を渡す、というケースである。

お金を見た高校生は「3万円もくれる!」と思い、「新しい自転車が買える、トクした」「これは小遣いにしてしまおう。新しい自転車は親に買ってもらおう」と思うかもしれない。 通学途中で起きた事故だから「学校に遅刻してはいけない、早く行かなくては」という 心理も働いているかもしれない。そういうとき「この3万円は、相手の謝罪の印であるし、わざわざ警察官を呼んでことを大きくしない方がいい」と思うかもしれない。

しかし、ここで考えないといけないのは、今は大したことがなくても、後で大きなケガをしていたことがわかったら、3万円ではすまない場合もあるということである。

正解は、「治療費は後日お願いします」といい、警察に事故の通報をすることである。もちろんドライバーに免許証を見せてもらい、名前や住所を確認する。

高校生にとって、学校に遅刻することの方が、事故の通報をするより重要なことのよう に思えるかもしれないが、きちんと手続きを踏むことの方が大事である。

学校に遅刻することについては、家に連絡して学校に理由を伝えてもらうようにするなど 方法はある。

警察への通報が面倒と思う生徒もいるかもしれない。しかし、後のことを考えればきちんと処理した方がよい。

ケースBは、相手のドライバーが、事故の現場から走り去るケースである。 前述の「相手の車が走り去ったときはどうするか」を参照。

ドライバーにしかられたら

ケースCは、ドライバーに自転車乗用中の携帯電話使用は交通違反だから、としかられ、ドライバーは立ち去ろうとするケースである。

高校生の場合、大人のドライバーにしかられてびっくりし、「自分が悪かった」と逆に 謝って、何もできずに終わってしまうケースがある。知識の少なさによるものである。

自転車乗用中の携帯電話使用は片手運転になり、ドライバーがいうように道交法違反(第70条あるいは71条)になることもある。

しかし、交通事故の多くは事故の当事者双方に過失があるもので、ドライバー側にも違反や過失はあるかもしれない。自転車側だけが悪いとするのは、正しくない。

事故が起きたとき、警察に通報することは、運転者の義務である。ドライバーにしかられてもひるまずに、警察に通報するなど、4つの項目をきちんと実行することが大切である。

よい目撃者になろう

問題2は、事故現場に居合わせたとき、どういう行動をとるべきか考えさせる問題である。 通学の途中や、友達との待ち合わせ場所に行く途中などでは「あ、事故が起きた」とそ のまま通過してしまうケースが多い。

しかし、交通事故は人の命がかかった問題である。

このケースのように、ドライバーが走り去った場合には、

1.目撃者としての情報を覚え、提供する

2.ケガ人に救助の手をさしのべる

この2つの大切さと、具体的な方法を理解させる。

目撃情報は、事故の真相の解明に大切である。

走り去った車のナンバー、色や形、車種、時間、場所、事故状況等である。とくにドライバーを特定するために、車のナンバーが大切である。忘れないうちにメモしたり、携帯電話に番号を記憶させるなどするとよい。

目撃者として、警察官が到着するまで現場にいる、あるいは、やむをえず現場を離れなければならない場合には、連絡先を伝えておくということも重要である。

ケガした人を助けよう

ケガ人の救護のためのポイントは以下の通りである。(詳しくは第13章参照)

- ①安全の確保
- ②119番通報
- ③負傷者の救護(応急救護)

ケガ人と救護者が後続車にはねられるなど、2次災害が起きないように、安全確保をする ことがまず大切。

そして、ただちに119番通報をする。司令センターの質問に従って、場所やケガ人の数、ケガの程度などに答えていく。(携帯電話の場合は電話が切れても、再度連絡が取れるように最初に電話番号を伝えるとよい)

ケガ人の命を助けるためには、救急車が着くまでの応急救護が重要になる。応急救護の 方法がわからなくても、司令センターが措置の仕方を電話で教えてくれるので、できること はする。

以上のことをすばやく行うためには、バイスタンダー(居合わせた人)の協力が大切である。自分1人で頑張ろうとせずに、人に協力を求めることが必要である。

応急救護の方法を知らなくても、安全確保や119番通報など、生徒ができることを行うことが大切である。

学校に遅れることの方が、事故現場にいることより生徒には重要に思えるかもしれないが、電話や携帯電話を使い、直接あるいは家族経由でも学校に伝える方法はある。

事故時の対応法を知らないために 自分で治療費を負担している方がたくさんいます

高山俊吉 弁護士

相手の連絡先をきちんと聞くこと

交通事故を起こした人には被害者を救護し、事故を警察に届ける義務があります。ただ、若い人は、ともすれば事故にあったことを重く受け止めません。面倒くさいことは回避したいと思っている人も少なくありません。

交通事故にあったら、まず助ける、そして警察に届けるというのは基本的な約束事です。それを必ず守っていただきたい。

若い人たちに多くみられる傾向ですが、事故にあったそのときは、たいしたことはないと思いがちだということです。事故にびっくりして、痛いとか苦しいとか思わないこともあります。後から痛みに気づいて交通事故を届ける人が少なくありません。

しかし、もう事故の相手方はどこに行ってしまったかわからない。結局自分で 治療費を負担しなければならないという方がいっぱいいます。

電話番号を聞くとか免許証を見せてもらうというところまで、知恵を回してほ しいものです。相手方のドライバーに「ケガは大丈夫だね」といわれ、そのまま 立ち去られそうになっても、「ちょっと待ってください。事故ですから、ちゃん と届け出てください」といいたいですね。

運転者が逃げてしまいますと、「不申告事故」といって、相手がケガをしている場合には「ひき逃げ」になります。自転車を壊して逃げれば「あて逃げ」です。 道交法の規定により普通の自動車事故よりも、その運転者は重く処罰されます。

相手方に逃げられてしまった場合は、車のナンバー、色、形、車種などを覚えておきたいものです。

事故現場に居合わせた人に協力してもらう

相手が逃げた場合は、近くにいる方に、「今事故にあったから届けてください!」「誰か助けてください!逃げられました!」などと協力を求めることが大事です。

協力を求めて、「どうしたの?」となれば、「私は110番するよ」とか「私が目撃者になってあげるよ」とか、協力してくれる人たちも出てきます。

あとで「ああ、あのときあなたはちゃんと青で渡ってたのに、あの車がきたん だよね」と証言してくれる人が出てくることもあります。

逃げて捕まった相手方が、「いや、私の対面信号は青でした」と水掛け論になることがありますね。そこで、第三者が見ていてくれて、その方の連絡先がわかれば、証言してもらうこともできるかもしれません。そうやって状況を正確に把握して、悪い運転手を処罰することが必要になることもあります。

そういうことで保険金の支払い額が大きく変わることが珍しくありません。

1当 (第1当事者) が歩行者の場合、自分で医療費も負担しなければならない場合もあります。過失の内容が結論を分けることになり、保険金の出方が全然違うことにもなるのです。

そういう意味でも、目撃者の役割は重要ですね。